第 105 号
令和8年10月23日

公　　告

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長　古 地 宗 則
（ 公 印 省 略 ）

下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

記

1 入札に付する事項
(1) 件　　名　臨時駐車場統制及び誘導案内役務
(2) 履行場所　仕様書のとおり
(3) 履行期間　令和8年12月5日～令和8年12月6日
(4) 契約方法　確定契約
2 入札日時　令和8年11月4日（水）14時10分
3 入札方式　一般競争入札
4 入札場所　航空自衛隊新田原基地司令部庁舎1F入札室
5 参加資格
(1) 令和7・8・9年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「役務の提供等」A、B、C又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
(2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
(3) 防衛省　防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
(6) 警備業法に定める都道府県公安委員会の認定を受けている者

6 入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 保証金　入札保証金：免除、契約保証金：免除
8 契約書等作成の必要の有無　有
9 説明会　なし
10 契約条項を示す場所　航空自衛隊新田原基地会計隊契約班及び新田原基地ホームページ
11 適用する契約条項　航空自衛隊標準契約（請書）条項の役務供給契約（請書）条項及び適用契約条項の関係条項による。

12 その他
(1) 第5項の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
(2) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を徴収することとする。
(3) 入札参加希望者は、下記連絡先まで一報の上、入札開始前までに資格審査結果通知書の写し及び各都道府県公安委員会が発行した「認定証」を会計隊契約班に提出すること。（FAX可とする。）
(4) 郵便入札を可とする。その際は、入札日前日必着（土日祝日を除く。）とする。
(6) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

〒889-1492　宮崎県児湯郡新富町大字新田19581
航空自衛隊新田原基地　第5航空団会計隊契約班 担当：チェサナウ
TEL 0983-35-1121（内線）5739　FAX 0983-35-1805(直通)

入　札　書

令和　8　年　11　月　4　日

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長　古地　宗則　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

¥

（消費税別）

貴通知・公告に対し、入札及び契約心得・契約条項等承知の上、上記のとおり提出します。

履行期間：令和8年12月5日～令和8年12月6日
履行場所：仕様書のとおり

品名（件名）	規　　格	単位	数量	単価	金　額	備　考
臨時駐車場統制及び誘導案内役務	仕様書のとおり	式	1			
	― 以下余白 ―					
金　　額						

市価調査書

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長　古地　宗則　殿

令　和　8　年　10　月　27　日

住所、会社名、代表者名

履　行　期　間	令和8年12月5日～令和8年12月6日	履　行　場　所		仕様書のとおり		
品　名(件名)	規　　格	単位	数量	単　価	金　額	備　考
臨時駐車場統制及び誘導案内役務	仕様書のとおり	式	1			
(内訳)						
1　総括責任者	仕様書のとおり 基地周辺交差点等における誘導案内 12/5 0500～1500	人	4			
2　誘導案内	〃 12/5 0500～1500	人	41			
3　総括責任者	仕様書のとおり 基地各門誘導案内 12/5 0500～1600	人	1			
4　誘導案内	〃 12/5 0500～1600	人	12			
5　総括責任者	仕様書のとおり 基地周辺交差点等における誘導案内 12/6 0500～1500	人	6			
6　誘導案内	〃 12/6 0500～1500	人	52			
7　総括責任者	仕様書のとおり 基地各門誘導案内 12/6 0500～1600	人	1			
8　誘導案内	〃 12/6 0500～1600	人	15			
9　総括責任者	仕様書のとおり 臨時駐車場 12/6 0500～1700	人	2			
10　誘導案内	〃 12/6 0500～1700	人	101			
11　諸経費	直接物品費、業務管理費、一般管理費	式	1			
	以下余白					
金額（税抜）	￥					

<table>
<tr><td colspan="4">航 空 自 衛 隊 仕 様 書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様書の種類</td><td>内容による分類</td><td colspan="2">役務仕様書</td></tr>
<tr><td>性質による分類</td><td colspan="2">個別仕様書</td></tr>
<tr><td>物 品 番 号</td><td></td><td colspan="2">仕 様 書 番 号</td></tr>
<tr><td rowspan="6">品名又は件名</td><td rowspan="6">臨時駐車場統制及び誘導案内役務</td><td colspan="2">新基ＬＰＳ－Ｘ００１２５</td></tr>
<tr><td>承　　認</td><td>令和５年１０月１８日</td></tr>
<tr><td>作　　成</td><td>令和５年１０月１３日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改　　正</td><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>作成部隊名</td><td>５空団　管理隊</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，航空自衛隊新田原基地における臨時駐車場統制及び誘導案内役務（以下“役務”という。）について規定する。

2　役務に関する要求

調達要領指定書のとおり。

3　品質保証

3.1　監督・検査

監督・検査は，契約担当官の定める監督・検査事務処理要領によるものとする。

4　その他の指示

4.1　その他必要な事項

a) 契約の相手方は，必要事項について，事前に監督官と調整するものとする。

b) 配置場所等の変更等が生じる場合は，監督官と契約の相手方の総括責任者が協議するものとする。

c) 駐車場統制及び誘導案内に必要な備品等は，契約の相手方が準備するものとするただし，誘導案内板については，官側が準備する。

d) 契約の相手方は，役務に際し，必要な保険に加入するものとする。

e) 契約の相手方は，第三者とのトラブル防止に努めるものとし，第三者と契約の相手方の間において発生した事故等については，契約の相手方の責任において対処するものとする。

f) この仕様書又は契約の履行に際し疑義が生じた場合は，契約担当官と協議するものとする。

分類番号：Ｅ－１０－１２４
保存期間：５年
保存期間満了時期：２０２９．３．３１

作成年度：２０２３年度
枚　　数：１枚
開示判断：開示

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調達要求番号	５空団管隊－５
	調達要求年月日	令和　年　月　日
	作　成　部　課	５空団基地業務群管理隊
	作成年月日	令和８年１０月２日
品　名		臨時駐車場統制及び誘導案内役務
仕様書番号		新基ＬＰＳ－Ｘ００１２５

指定事項：

2　役務に関する要求

2.1　日時

a) 令和８年１２月５日（土）０５００～１５００及び０５００～１６００

b) 令和８年１２月６日（日）０５００～１５００，０５００～１６００及び０５００～１７００

2.2　配置場所及び配置人員

別紙及び別図のとおり。

2.3　統括責任者

駐車場統制及び誘導案内に関する統括、巡回指導を行うものとする。

2.4　誘導案内

a) 各交差点等（十文字交差点、麓交差点、新田新町交差点、眺鷲台交差点、弁指交差点及び周辺、平伊倉交差点、基地東側農道入口、基地北側農道入口及び基地南側農道入口）では、招待券又は優先権を確実に点検し通行させるものとする。また、招待券又は優先券を確認できない場合は迂回させるものとする。

b) 交通誘導警備員は，正門前交差点，西門及び南門において，招待者が所持する招待券を確実に点検し，入門させるものとする。

2.5　駐車場統制

a) 臨時駐車場の統制は，車両及び歩行者の安全を確保するとともに，別紙に示す駐車台数を基準とし，車両を駐車させるものとする。

b) 報告は，配置時刻から３０分毎駐車台数で報告とし，満車時は実際の車両台数を報告するものとする。

2.6　勤務計画を含む名簿の提出

契約の相手方は，勤務計画を含む名簿（総括責任者（交通誘導警備員Ａ）の明示を含む。）を役務実施日の１週間前を基準に提出するものとする。また，勤務計画は労働基準法第３４条に基づき，適切に休憩を含ませるものとする。なお，本役務終了後，勤務計画を含む名簿は，官側の責任において確実に破棄する。

2.7　その他

a) 配置場所の交代要員は，契約の相手方の計画によるものとし，休憩の取得により配置人員の一時的な減数を可とする。

b) 社会情勢の変動，天災地変等により本役務を中止する場合は，契約担当官等から契約の相手方に通知するものとする。

分類番号：Ｅ－１０－１２４
保存期間：５年
保存期間満了時期：２０３２．３．３１

作成年度：２０２６年度
枚　　数：１０枚
開示判断：開示

別紙

配置場所及び配置人員

1　基地周辺交差点等における誘導案内

（1）令和８年１２月５日（土）　０５００～１５００

NO	配置場所	配置人員	備考
1	全般（総括責任者）	4	交通誘導警備員Ａ
2	十文字交差点	3	
3	麓交差点周辺	3	
4	新田新町交差点	3	
5	眺鷲台交差点	4	
6	弁指交差点及び周辺	4	内１名は新富町総合文化公園広場からの抜け道に配置
7	新富町図書館きらり	3	
8	基地東側農道入口①	2	
9	基地東側農道入口②	2	
10	基地東側農道入口③	2	
11	基地東側農道入口④	2	
12	基地東側農道入口⑤	2	
13	基地東側農道入口⑥	2	
14	基地北側農道入口①	2	
15	基地北側農道入口②	2	
16	基地南側農道入口	2	
17	平伊倉交差点	3	
合　計		45	

（2）令和８年１２月６日（日）　０５００～１５００

NO	配置場所	配置人員	備考
1	全般（総括責任者）	6	交通誘導警備員Ａ
2	十文字交差点	3	
3	一丁田交差点	3	
4	川床交差点	2	
5	大口川交差点	2	
6	瀬口橋交差点	2	
7	霧島交差点	2	
8	麓交差点周辺	3	
9	新田新町交差点	3	
10	眺鷲台交差点	4	
11	新富町図書館きらり	3	
12	弁指交差点及び周辺	4	内１名は新富町総合文化公園広場からの抜け道に配置
13	基地東側農道入口①	2	
14	基地東側農道入口②	2	
15	基地東側農道入口③	2	
16	基地東側農道入口④	2	
17	基地東側農道入口⑤	2	
18	基地東側農道入口⑥	2	
19	基地北側農道入口①	2	
20	基地北側農道入口②	2	
21	基地南側農道入口	2	
22	平伊倉交差点	3	
合　計		58	

2　基地各門誘導案内

（1）令和８年１２月５日（土）　０５００～１６００

NO	配置場所	配置人員	備考
1	全般（総括責任者）	1	交通誘導警備員Ａ
2	正門前交差点	7	
3	西門	3	
4	東工事門	2	
合　計		13	

（2）令和８年１２月６日（日）　０５００～１６００

NO	配置場所	配置人員	備考
1	全般（総括責任者）	1	交通誘導警備員Ａ
2	正門前交差点	7	
3	西門	3	
4	南門	3	
5	東工事門	2	
合　計		16	

3　臨時駐車場誘導

令和８年１２月６日（日）　０５００～１７００

NO	配置場所	配置人員	駐車台数(基準)
1	全般（総括責任者）	2	
2	西都市西都児湯クリーンセンター	6	500
3	新富町三納代コミュニティ広場	3	100
4	新富町役場	3	300
5	新富町いちご宮崎新富サッカー場	7	1,100
6	新富町日向新富駅前	1	200
7	新富町吉川工業セミコン	9	200
8	高鍋町キャノン工場	6	750
9	西都市役所	8	400
10	西都市このはな館周辺	12	1,200
11	西都市清水台運動公園及び宮崎医療福祉専門学校	8	1,300
12	西都市神楽酒造西都工場	8	750
13	高鍋町役場	15	220
14	高鍋町高鍋中央公民館	7	130
15	高鍋町舞鶴公園	3	100
16	宮崎市久峰運動公園	5	200
合　計		103	7,450

基地周辺交差点における誘導案内

令和8年12月5日（土） 0500～1500



別図7

基地周辺交差点における誘導案内

令和8年12月6日（日） 0500～1500



基地各門誘導案内

令和8年12月5日（土） 0500～1600



基地各門誘導案内

令和8年12月6日（日） 0500～1500



臨時駐車場統制

令和8年12月6日（日） 0500～1700



臨時駐車場 全般統括責任者 2名
※配置：巡回